

平成20年 第1回
茨城県南水道企業団議会
定例会会議録

(平成20年2月12日)

茨城県南水道企業団議会

平成20年 第1回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

平成20年2月12日(火) 午後1時30分 開 会

議事日程

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期決定の件

日程第3. 議案第1号 平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算について

議案第2号 平成20年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

日程第4. 一般質問

日程第5. 閉会中の事務調査の件

| | | | | |
|------|----|-----|-----|------|
| 出席議員 | 議長 | 15番 | 貫井 | 徹君 |
| | | 1番 | 朝比奈 | 通子さん |
| | | 3番 | 篠山 | 治夫君 |
| | | 4番 | 沼田 | 利光君 |
| | | 5番 | 宮原 | 節子さん |
| | | 6番 | 大谷 | 雅彦君 |
| | | 7番 | 中根 | 利兵衛君 |
| | | 8番 | 曾根 | 一吉君 |
| | | 9番 | 大野 | 喜助君 |
| | | 10番 | 披田 | 信一郎君 |
| | | 11番 | 伊藤 | 悦子さん |
| | | 14番 | 長塚 | 忠一郎君 |

| | | | | |
|------|--|-----|----|-----|
| 欠席議員 | | 2番 | 川田 | 政文君 |
| | | 12番 | 結城 | 繁君 |

説明のための出席者

| | |
|-----------|------------|
| 企 業 長 | 串 田 武 久 君 |
| 副 企 業 長 | 池 辺 勝 幸 君 |
| 副 企 業 長 | 藤 井 信 吾 君 |
| 企 業 出 納 員 | 湯 原 義 伸 君 |
| 事 務 所 長 | 宮 本 満 君 |
| 次 長 | 石 田 勝 久 君 |
| 会 計 課 長 | 大 津 良 子 さん |
| 業 務 課 長 | 野 口 君 子 さん |
| 工 務 課 長 | 野 口 勇 君 |
| 管 理 課 長 | 岡 野 明 君 |
| 配 水 課 長 | 永 井 俊 一 君 |

茨城県南水道企業団議会事務局

| | |
|-----|-----------|
| 局 長 | 山 口 好 正 君 |
| 係 長 | 藤 原 勘 一 君 |
| 書 記 | 山 本 信 之 君 |
| 書 記 | 小 嶋 哲 夫 君 |

平成20年第1回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

議 案 第 1 号 平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算について
議 案 第 2 号 平成20年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

平成 20 年第 1 回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

| 議 員 | 質 疑 の 要 旨 |
|---------|--|
| 1 伊藤 悦子 | 1 議案第 1 号 1. 企業債借り換えについて ①具体的内容 ②効果について ③残る部分についての今後の対応は 2 議案第 2 号 1. 経営検討委員会における今予算の検討内容はどうか 2. 監査委員の指摘事項はどのように反映できたのか 3. 石綿セメント管更新事業について 4. 上下水道料金統合準備に伴う経費について |
| 2 披田信一郎 | 1 議案第 1 号 補正予算案 1. 繰上償還について ①新たな借入先は？ ②借入期間は？ ③3.0%以内としているが、実勢はどの位なのか？ ④予想される借換えによる節減額は？ ⑤4億7000万円以外の要望したものの認められなかった分についての今後の見通しは？ 2 議案第 2 号 平成20年度予算案 1. P 9 給与の算定 ①昇給者の見込み根拠と、勤務評価による昇給格差の運用は？ 2. P 20、24、27、35の被服費 ①総計で250万円ほどにもなるが、支給のやり方、1着当たりの見積りは？ 3. P 27の委託料 ①清掃で791万円、植栽手入れで381万円などの削減——例えば職員での対応などの検討がなされたのかどうか？ 4. P 24、25の委託料 ①水道料金調定電算委託3906万円、上下水道料金統合準備経費1575万円、各々の見積り並びに削減努力の経過を問う。 5. P 32のその他支出 ①前年より900万円も増やした2038万円となっている事情と、その明細は？ 6. P 32、37の予備費 ①各々200万円、300万円となっているが、このような少額となっている理由は？ |

一 般 質 問

| 議 員 | 質 問 の 要 旨 |
|---------|---|
| 1 宮原 節子 | <ol style="list-style-type: none"> 1 請願採択をうけて早期の料金値下げ実施の見通しについて 2 議会改革の見通しについて |
| 2 伊藤 悦子 | <ol style="list-style-type: none"> 1 水道料金の引き下げについて <ol style="list-style-type: none"> 1. 「水道料金の値下げを求める請願」が採択されたが、どのように受けとめているか、実行は 2. 県契約水量について 3. 基本料金体系について 4. 量水器使用料について 2 過大な水源開発について 3 加入促進について 4 議会改革について <ol style="list-style-type: none"> 1. 費用弁償、議員報酬について |
| 3 披田信一郎 | <ol style="list-style-type: none"> 1 財務制度の見直しについて <ol style="list-style-type: none"> 1. 加入金の取り扱い 2. 減価償却したものと、起債についての考え方 3. メーター、公道部分における宅内取込み埋設管の取扱いなどを含めた、基本的な見直しのための検討体制の設置など取組みを始めるべきと考えるが、どうか 2 策定した「水道ビジョン」などの将来構想と、収支の現況などの周知、利用者理解を得るための方策について <ol style="list-style-type: none"> 1. 説明責任についての認識、考え方 2. 理解を得て、安定した事業が継続できるようにしていくことの重要性をどう考えるか？ 3. 水道料金の値下げ実現との連動について 3 入札契約制度の改善について <ol style="list-style-type: none"> 1. 新年度から実施予定の改善計画はないのか？ 2. 真に競争性を高めるための方策をどう考えているのか？ 3. 事業の特性から、業者間での談合は必要または仕方のないものだと認識はあるのか？ 4. 具体的な提案として、指名方式が残るとして、その指名業者数を増やし、入札の直前に、抽せんで半数に絞るといった偶然性を加味させるやり方について、採用してみないか？ 5. 結果として、90%以上の落札率が今後も続く場合、官製談合防止法や独禁法からして、発注者の責任が厳しく問われると考えるが、どうか？ |

午後 1時30分 開 会

○議長（貫井 徹君）

ただいまから平成20年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を開会いたします。

氷雨についての、傍聴の方、ご苦労さまでございます。水道議会らしい雨模様でございますけれども、よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員数は12名。12番、結城 繁君より欠席届が提出されております。2番、川田政文君より遅刻届の届け出がありました。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（貫井 徹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、14番 長塚忠一郎君、1番 朝比奈通子さん、両名を指名します。

◇日程第2 会期決定の件

○議長（貫井 徹君）

日程2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○議長（貫井 徹君）

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定します。

◇日程第3 議案第1号及び議案第2号

○議長（貫井 徹君）

日程第3、議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企業長、串田武久君。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

本日は、平成20年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多忙中にもかかわらずご参集いただきましたこ

と、厚くお礼を申し上げます。

本日の定例議会には、議案2件を提案しておりますが、その説明に先立ちまして、平成19年12月末現在における平成19年度予算の執行状況についてご報告を申し上げます。

まず、業務の概要についてであります。給水人口は21万8,542人で、平成18年度の決算数値と比較いたしますと、1,309人の増、普及率につきましては0.3ポイント伸びて80.2%であります。また、総給水量は1,796万9,894 m^3 で、予定水量に対しまして74.1%、有収水量は1,616万7,699 m^3 で、予定水量に対しまして75.1%となります。有収率は90%であります。

次に、財務の状況であります。企業団の主な財源であります水道料金の収入は35億9,004万1,358円で、予算額に対しまして74.6%、加入金の収入は3億1,187万円で、予算額の73.3%となっております。

次に、建設改良工事の施工状況について申し上げます。

配水管の布設及び布設替工事等67件を発注し、工事費の総額は13億1,694万7,800円で、予算額に対する執行率については、93.7%となっております。

平成19年度の執行状況につきましては以上のとおりであります。地方公営企業の経営の基本原則であります企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的であります公共の福祉を増進するよう運営してまいりますので、今後とも議員各位のご理解のほどをお願いを申し上げます。

それでは、本日ご提案いたしました議案の概要をご説明いたします。

議案第1号は、平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算についてであります。これは、公的資金補償金免除繰上償還が承認されたことに伴い、企業債の借りかえを行うことによる、予算の補正であります。企業債の繰上償還を行うために、新たに借り入れをする企業債4億7,100万円を追加し、資本的収入の総額を12億790万7,000円とし、企業債償還金を4億7,164万4,000円を増額し、資本的支出の総額を24億115万6,000円とするものであります。

次に、議案第2号は、平成20年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてであります。この予算書は、地方公営企業法施行規則に定められた様式に基づき作成されております。

それでは、様式に従ってご説明いたします。

まず、第2条であります。これは当企業団の業務活動の基本的な目標とする業務の予定量を定めたものであります。給水戸数は8万6,775戸、年間総給水量は2,435万7,000 m^3 、1日平均給水量は6万6,732 m^3 、主要な建設改良事業の工事費は24億3,285万円となっております。

次に、第3条に定める収益的収入及び支出についてであります。これは企業団の財政運営に係る経常的な経営活動の収支額を示したものであります。水道事業収益の総額は53

億2,092万2,000円を予定し、前年度予算額と比較いたしますと0.7%増となっております。そのうち、企業団の主な財源であります水道料金収入及び加入金収入等の営業収益は52億8,592万7,000円を予定し、水道事業収益の99.3%を占めております。

支出につきましては、水道事業費用の総額は51億5,195万1,000円を予定し、前年度予算額と比較いたしますと0.8%の減となっております。主なるものを申し上げますと、営業費用が49億6,456万1,000円で、そのうち茨城県企業局に支払う浄水費は25億9,259万8,000円を予定し、営業費用の52.2%を占めております。営業外費用は1億7,759万6,000円を予定し、そのうち借入金に対する支払利息は1億5,720万9,000円であります。また、特別損失といたしまして779万4,000円を計上しておりますが、これは水道料金の徴収不能分であります。したがって、平成20年度における損益計算は、4,928万6,000円の純利益が出る予定であります。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出についてであります。この予算は、建設改良工事の施工及び企業債の償還等に係る費用であります。

まず、収入につきましては、総額14億3,029万円を予定しております。その内訳といたしましては、企業債の借入金が13億8,000万円、消火栓設置工事等の負担金が2,326万5,000円、石綿管布設替工事の国庫補助金が2,702万5,000円となっております。

次に、支出については、総額で28億9,069万9,000円を計上しております。その内訳を申し上げますと、建設改良費は26億2,432万4,000円を予定をし、そのうちの工事請負費は24億3,285万円で、内容といたしましては、配水場関係工事費が12億7,827万円、配水管布設工事費が6億4,155万円、配水管布設替工事費が4億2,063万円、企業団事務所の空調設備工事費が5,250万円、舗装復旧工事費が2,940万円、消火栓設置工事費が1,050万円となっております。また、企業債償還金につきましては、2億6,337万5,000円を予定しております。

資本的収入及び支出の概要は以上であります。14億6,040万9,000円の支出資金が不足をいたしますので、その補てん財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,699万5,000円、過年度分損益勘定留保資金4億3,861万6,000円及び当年度分損益勘定留保資金9億3,479万8,000円を予定しております。

次に、第5条は企業債についてであります。起債の方法、目的及び利率等を定めたものであります。配水場更新工事及び配水管布設工事等の工事費といたしまして、13億8,000万円を限度額とした企業債の借り入れをするものであります。

次に、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてであります。職員給与費が6億4,549万円、交際費が30万円となっております。その経費の性質上、予算の流動的な執行になじまない経費として定めたものであります。

次に、第7条は、たな卸資産購入限度額であります。4,191万3,000円を予定しております。たな卸資産である材料と量水器については、企業団の経営活動に支障を来さないよ

うに、常に一定の数量を貯蔵品として保管をしており、法に基づく購入限度額を定めておくものでございます。

以上が本日ご提案申し上げました議案の概要であります。詳細につきましては、議案書に添付しております説明書によりご理解を賜りたいと思います。

何とぞ慎重なる審議を賜り、適切な決定をいただきますようお願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（貫井 徹君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。通告の順番に発言を許します。

11番、伊藤悦子さん。

< 11番、伊藤悦子さん 登壇 >

○11番（伊藤悦子さん）

こんにちは。日本共産党の伊藤悦子です。通告に従いまして質疑を行います。

初めに、議案第1号、平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算書（第1号）についてです。

企業債の借り換えを行う補正予算ということです。具体的な内容についてお伺いいたします。

1つ目に、借り換えになる対象です。額、借り入れ日、利息、期間についてお願いします。

2つ目に、新たな借入先と利率は3%以内となっておりますが、実質はどのようになるのでしょうか。

3つ目に、このことによって効果はどのようになるのでしょうか。

4つ目に、残る企業債の残高と最も高い利率は幾らですか。高い利率についての今後の対応はどのようになるのでしょうか。借りかえができるとすると、その効果はどのようになりますか、お答えください。

次に、議案第2号、平成20年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算書についてです。

1つ目に、本予算について、経営検討委員会はどのように検討されたのでしょうか。

1点目は、昨年11月に水道料金値下げに対する請願が採択をされています。今予算には反映されていません。住民の強い要望である料金値下げの検討は行われたのかどうか、お伺いをいたします。

2点目は、経営検討委員会は、予算、経営の改善、コストの削減……

○議長（貫井 徹君）

伊藤悦子さん、発言中ですけれども、昨年12月議会じゃなくて、11月議会です。

○11番（伊藤悦子さん）

失礼しました。昨年11月議会で水道料金値下げに対する請願が採択をされています。今

予算には反映をされていません。住民の強い要望である料金値下げの検討は行われたのか、お伺いをいたします。

2点目です。経営検討委員会は、予算、経営の改善、コストの削減、施設の新設、改修計画などの経営及び運営に関する事項を検討するとなっています。経費節減について、どのような検討があったのか、お伺いをいたします。

3点目です。20年度の予算を含めて、今後の課題と方向性についてお伺いをいたします。

2つ目に、昨年決算において、監査委員会から7項目についての指摘事項がありました。どのように反映されているのか、お伺いをいたします。

3つ目に、予算書18ページです。上下水道料金統合準備に伴う経費についてです。その進捗状況と今後の統合の時期について、お伺いをいたします。

4つ目に、予算書33ページ、石綿セメント管更新事業についてです。石綿セメント管の総量、今年度の工事箇所、工事総額、今後の計画についてお伺いをいたします。

以上、1回目の質疑といたします。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、企業債の借り換えにつきましては、平成19年8月7日付で総務省より平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等の実施要綱の通知がございました。これにより、企業債で利率が5%以上の残債を、ある一定の条件のもとに低利に借り換えすることが承認されることになりました。

この承認の条件とは、公営企業においては、まず総務省の設定する資本費の水準が超過していること、また公営企業経営健全化計画を策定し、補償金免除額を超える合理化が図れることであります。当企業団では、資本費は水準を超えておりましたので、経営健全化計画を総務省、財務省に提出し、平成19年12月29日に承認を受けることができました。

今後のスケジュールに関しましては、旧資金運用部の残債につきましては、平成20年3月に7%以上、平成21年3月に6%以上7%未満、平成22年3月に5%以上6%未満のものを、それぞれ市中銀行より借り換えを実施する予定となっております。

また、公営企業金融公庫の残債につきましては、平成20年9月に公営企業金融公庫の借換債により、低利に一括で借り換えを実施する予定でございます。新たな借入先につきましては、龍ヶ崎市内にあります幾つかの金融機関により見積もり合わせを実施し、最低金利の金融機関より借入れを申し込みする予定でございます。

効果につきましては、借入期間を最も短い残債の期間に合わせ6年間とし、利率は2.5%ぐらいになるかと思われませんが、このような条件で試算しますと、約7,700万円ぐら

いの利息の抑制となる予定でございます。

なお、その際には、補正予算により臨時議会等でその都度承認をいただくこととなりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、経営検討委員会における今予算についての検討内容についてお答えいたします。

平成20年度の予算案をもとに、業務の予定量に伴う収益的収支及び資本的収支について検討いたしてまいりました。収益的収入につきましては、企業団の主な収入源であります給水収益及び加入金の減収を予測しております。その要因といたしましては、給水人口の伸び悩み、節水型機器の品質向上及び1人当たりの使用水量の減などが挙げられます。また、料金の値下げにつきましては、検討いたしておりません。

支出につきましては、県企業局との契約水量増による浄水購入費が増加するものとなっております。

経費の削減につきましては、ほとんどの項目において削減を行い、予算の編成をした旨を報告しております。

資本的収入につきましては、企業債負担金、国庫補助金の企業外部からの資金について説明をしております。また、支出においては、建設改良費の工事内容についての説明と、特に牛久地区の安定供給を目的とした配水場の改良工事の必要性について説明をし、予算案のとおり承認をいただいております。

今後の課題と方向性につきましては、経営検討委員会の中に必要に応じて専門部会を設置し、調査研究を行い、その結果を経営検討委員会に諮ることになっております。

次に、監査委員意見書の指摘事項についてお答えいたします。

1点目、企業債の未償還のもので、利率の高いものの償還を行い、支払利息の縮減を図るという提言につきましては、先ほど議案第1号の答弁でご理解をいただきたいと思います。

2点目、随意契約で契約している水道料金調定電算事務委託の見直しにつきましては、経営検討委員会及びITコーディネーターに調査検討を依頼いたしまして、平成20年度より実施してまいります。

3点目の入札契約の競争性を高める検討につきましては、構成3市の状況を参考にいたしまして、平成20年度施行に向けて検討中でございます。

4点目、工事前払金は、500万円以上の契約について、40%を業者育成の目的で支払いをしておりましたが、平成20年度からは、運用資金に影響のない範囲の率で支払いをしてまいりたいと考えております。

5点目、給水原価と供給単価の逆転現象を改善し、経営の安定性を図ることにつきましては、給水原価の根拠になる費用の削減等の研究と県企業局との契約水量見直しの要請を事あるごとに行ってまいります。

6点目、退職金給与引当金制度導入につきましては、平成21年度より実施してまいりま

す。

次に、上下水道料金統合準備に伴う経費についてお答えいたします。

上下水道料金システム統合準備経費といたしまして、税込みで1,575万円を計上いたしました。経費の主な内容といたしましては、上下水道料金統合に伴うシステム機能アップ、上下水道料金システムのシステムセットアップ、データコンバート、運用テスト、現状分析に伴う資料作成費でございます。この経費につきましては、龍ヶ崎市、牛久市、取手地方広域下水道組合が上下水道料金徴収システムの構築費として負担をし、企業団が受けて、委託会社に支払いをいたします。

次に、進捗状況と統合はいつになるかというご質問についてでございますが、現在は、各下水道と料金徴収に必要なデータの打ち合わせ、負担金等の協議をいたしております。今後は、業者を交え、細かな打ち合わせをしながら、規約や条例の改正を行い、市民に広報しながら進めていく予定でございます。上下水道料金徴収の稼働は、平成21年4月を予定しております。

最後に、石綿セメント管更新事業につきましてお答えいたします。

石綿セメント管の更新の目的は、耐震性の高い鋳鉄管に布設替をすることにより、地震時に管路破損事故を防ぎ、安全な管路を確保し、水道水供給の安定化を図るものであります。安全かつ安定した水道水の供給、有効率の向上対策等を考慮すると、石綿セメント管の布設替は必至の状況であります。

なお、国庫補助事業の採択基準が平成19年度から変更され、当企業団においても、補助対象となることになりました。平成20年度は3カ所を予定し、まず1カ所目は、取手市青柳1丁目地内、口径250mm、距離は320mで、工事費は3,360万円。2カ所目は、取手市清水地内、口径250mm、距離は440mで、工事費は4,410万円。3カ所目は、牛久市小坂地内、口径200mm、距離は700mで、工事費は6,300万円を予定しております。合計では、3カ所で1億4,070万円であります。

次に、今後の計画でございますが、平成21年度からは、平成24年度まで年間で約1億円、平成25年度以降は年間で約4億円を計画をいたしております。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。11番、伊藤悦子さん。

< 11番、伊藤悦子さん 登壇 >

○11番（伊藤悦子さん）

2回目の質問を行います。

借り換えについてなんですけれども、現実に残っている高い利率についてなんですけれども、何件あるのかだけお伺いしたいと思います。

次に、監査委員の指摘についてなんですけれども、入札の制度について、平成20年度施

行に向けて検討中ということなんですけれども、この検討の中身について、具体的に決まっていたら、そのところについてお伺いをしたいと思います。

次に、給水原価のことについてなんですけれども、費用の削減をするということで、受水費について、県に申し入れをしたいと思います、その中身について、具体的なものがあつたら、お伺いをしたいと思います。

次に、予算書についてです。

石綿セメント更新事業なんですけれども、20年度行うところでは、取手2カ所、牛久1カ所なんです、3市の構成であるということにおいては、龍ヶ崎市においてはどうなっているのか。それと、今後については、3市ともに進めていく方向なのか、その点についてお伺いをいたします。

次に、下水道料金の統合準備に伴う経費についてですが、行うときにはPRをすることなんです、そのPRの内容と、この統合については、一度に払う金額が増加しますが、その増加することについての滞納についてはどのような考えがあるのか、お伺いをいたします。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。次長、石田勝久君。

<次長、石田勝久君 登壇>

○次長（石田勝久君）

入札制度の改善についてお答えいたします。これは、披田議員の一般質問のほうで企業長が回答する予定になっておりますので、よろしく願いいたします。

それから、水道料金電算委託の改善についてであります、改善の内容につきましては、上下水道料金システムは大型汎用機を使用しないで、サーバーシステムに変更し、大量印刷、シーラー加工は外部委託をします。システム運用はパッケージ方式にして、職員が自庁処理を実施することにより、コストの大幅な削減ができると思っております。電算委託費の改善につながるものと期待をしております。

それから、利率の件に関しましては、担当課長のほうから説明させます。

それと、上下水道料金に伴う進捗状況、遅れている理由ということも、担当課長のほうから説明させます。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。会計課長、大津良子さん。

<会計課長、大津良子さん 登壇>

○会計課長（大津良子さん）

それでは、伊藤議員さんの企業債の質問にお答えいたします。

平成19年度の予定で、政府債7%以上の繰上償還ができた場合の後の政府債の未償還残

高は、6件で、およそ12億8,000万円になり、残りのうち最高利率は6.2%であります。また、公庫債の未償還残高は10件で、およそ8億9,000万円になります。

これからも順次要望してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

同じく答弁を求めます。業務課長、野口君子さん。

<業務課長、野口君子さん 登壇>

○業務課長（野口君子さん）

伊藤議員さんのご質問にお答えいたします。

まず1点目が、滞納の増加に対する考え方といたしましては、各下水道の滞納整理件数から考えましても、増加すると思われませんが、滞納者に対しましては、督促状、停水予告状等を発送し、電話等で支払いをお願いしながら、収納ができるよう、担当職員一人一人が努力してまいりたいと考えております。

次に、PRの件に関しましては、使用者へのPRにつきましては、龍ヶ崎市、牛久市は市の広報紙等でお知らせをし、企業団はチラシを作成して、検針を通じて水道使用者宅に配布いたします。取手地方広域下水道組合は、独自で広報するような計画をいたしております。

以上です。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。これで伊藤悦子さんの質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。10番、披田信一郎君。

<10番、披田信一郎君 登壇>

○10番（披田信一郎君）

通告に従いまして、議案に対する質疑を行います。

2点通告をさせていただいておりますが、議案第1号、平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算については、通告書に明らかでありますように、前伊藤悦子議員の質疑とほとんどというか、全部重複をしているようでありますので、割愛させていただきます。

2番目の議案第2号、平成20年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について、細かな部分を今回は伺おうと思っておりますが、6点にわたってお伺いをいたします。

まず、予算書9ページ、人件費、給与に関してであります。この給与の算定に関して、昇給者を見込んでグループ分けをして数えてあるわけですが、この昇給者の見込みの数の算出における根拠並びに勤務評価制度を導入し、これによる昇給への反映が進められようとしているはずであります。このことの反映がどうなっているのかをお伺いいたします。

2番目に、予算書20ページ、その他4カ所にわたって出てまいりますけれども、いわゆる被服費、制服に関して、これらは総計で約250万円となるものが計上されております。これについては、どのような支給または貸与をしようというふうになっているのか。改めてこの制度上のご説明とこの数字を出されました見積もりの根拠など、またこの間の歳出削減努力の中で、何らかの変更が従前からあるのかどうか、この被服費に関してお伺いをいたします。

3番目に、予算書27ページにおける委託料として何項目かございますが、事務所清掃費としての791万円、事務所の外構、植栽手入れにおける381万円などにつきましては、例えば職員による実施など、各種の削減努力が考えられてもいいのではないかと。または、考えられた末のこの計上、上程であるのかもしれませんが、これらについて、どのような努力がなされた上でのこの数字であるのか、この際、ご説明を求めます。

4番目に、予算書24ページ並びに25ページの委託料におけます水道料金調定電算委託費の3,906万円並びに上下水道料金統合準備経費の1,575万円に関する積算根拠及びこれらも経費抑制のための工夫、努力がなされているんだと信じておりますが、それらがどのようになされた末の数字であるのかをお示しいただきたいと思っております。

上下水道料金統合準備経費の1,575万円は、伊藤議員の質疑に対する答弁で一定説明はいただいておりますが、今言ったような工夫という観点でどうなのかをご説明を求めます。

5番目に、予算書32ページのその他支出という項目がございます。これは、対前年度比900万円程度も増加をする2,038万円が計上されているわけでありましてけれども、この説明の数字だけから、例えば説明欄に具体的な説明が全くないということも含めて、この内容の説明を求めたいと思っております。

6番目に、予算書32ページ、それから資本的収支における37ページのいずれも項目、予備費についてであります。それぞれ200万円と300万円が計上されているわけでありまして。これは、総計500万円、足した500万円といたしましても、全予算額の0.07%程度という極めて少ない予備費計上額となっているわけでありまして。水道事業という大小の災害や事故も想定される事業の中、緊急的、また応急的対応が求められているというその事業特性を考慮した場合、予算書総則の第6条において、職員給与費と交際費についての流用は認めないとあえて出されている、これは裏返しといたしましては、それ以外の項目については流用ができる、または前提としているとともとれることができるわけでありまして、このような形での予算計上のあり方が適切であるのかどうかを含めた予備費の計上の考え方について、この際、お伺いをいたします。

以上、議案に対する質疑といたします。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。次長、石田勝久君。

<次長、石田勝久君 登壇>

○次長（石田勝久君）

披田議員のご質問にお答えいたします。

議案第2号について、まず昇給者の見込みの根拠につきましては、人事院勧告により、平成18年4月に新給料表への切りかえが行われ、勤務評価制度導入までの経過措置として、昇給抑制を実施しております。

一般職の普通昇給については、3号級、55歳以上の職員については1号級となっており、企業団の平成20年度昇給予定者は、1号級が4名、3号級が45名となっております。残りの19名につきましては、職務級の最高号級に達しているため、昇給対象外となっております。

次に、勤務評価による昇格格差の運用についてお答えいたします。

現在、龍ヶ崎管内一部事務組合による共同研修を実施しており、まず平成19年度は管理職者を対象に、これまで3回の研修を実施し、3月にも4回目の研修を行う予定となっております。平成20年度についても、一般職員研修を5月と11月に、管理職者研修を6月、10月、2月に予定しており、平成22年度導入を目標に進めてまいりたいと考えております。

次に、被服費につきましては、企業団職員被服貸与規定により支給をいたしております。支給方法については、作業服は毎年度、夏、冬用を1着ずつ支給し、防寒服及び雨かっぱにつきましては3年毎に支給、帽子、長靴については2年毎の支給となっております。また、検針業務をしております個人に、夏、冬用を2年毎に支給。防寒服は3年毎に支給をいたしております。

単価につきましては、指名入札参加資格者名簿提出者の中から、見積もり合わせにより、最低価格業者より購入いたします。

平成20年度支給については、作業服を予定し、必ず全員に支給というわけではなく、希望制により支給をする予定です。

次に、清掃業務委託につきましては、指名競争入札により業者を選定いたしまして、企業団事務所、配水管理棟及び企業団敷地内清掃業務として委託をしております。平成19年度において、それまで行ってきた業務委託仕様の見直しを行い、事務室及び窓等の清掃の回数を減らし、減額をいたしました。平成20年度においても、さらなる減額ができないか検討し、各フロアのごみ収集等軽微なことは職員で対応してまいります。

次に、植栽業務委託でございますが、これまでの管理業務の見直しをいたしまして、剪定及び追肥などの毎年度行っていたものを各年度とするなどし、減額したものでございます。植栽管理については専門的な事柄もございますが、今後もなお一層の削減を目指してまいります。

次に、水道料金調定電算委託3,906万円についてであります。前年度と比較しますと、約5,268万円の減額となっております。減額の理由といたしまして、当初の予定では、平成20年度から上下水道料金徴収を一元化する予定でありましたが、もろもろの事情等で平

成21年度から稼働に変更になったことに伴い、委託会社と協議しました結果、企業団の経費削減をくみ取っていただき、委託会社の企業努力により3,906万円の見積もりが提示されました。平成20年度につきましては、金額が削減となりましたが、電算費内容は従来どおりの処理となります。

システムにつきましては、平成21年4月から、上下水道料金徴収賦課の一元化に伴い、電算システムの見直しを行う予定です。そのため、平成20年度につきましては、一元化の準備期間として、従来のオンラインシステムと新しいパッケージソフトのシステムとの並行作業が20年度の途中から行われます。平成21年度以降につきましては、現行システムを見直して、パッケージ方式となりますので、削減の効果が出る予定であります。

次に、上下水道料金統合準備経費1,575万円についてであります。平成21年4月より上下水道料金徴収一元化に伴うシステム構築のカスタマイズのための一時経費であります。主な経費の内訳といたしましては、上下水道料金に伴うシステム機能アップ費930万円、データコンバート費281万円、運用テスト費95万円等であります。この経費につきましては、龍ヶ崎市、牛久市、取手地方広域下水道組合が負担し、企業団が受けて、委託会社に支払うようになっております。

次に、営業外費用のその他雑支出で、前年度予算より900万円増額になった事情と明細についてお答えいたします。

営業外費用の予算計上の目的は、金融及び財務活動に伴う費用及び固有の事業活動に係る費用以外の費用を記載することとなっております。その他雑支出の予算額は2,037万7,000円で、明細といたしましては、事業活動以外の費用といたしまして50万円と、消費税及び地方消費税の納税準備資金として1,987万7,000円を計上しております。

平成20年度の予算におきましては、建設改良事業において、事業費が26億2,432万4,000円と、前年度より10億977万2,000円多く予定をするために、建設工事は次年度に予算を繰り越して使用できることとなっていることと、及び事業においてはかなりの繰り越しが想定されますので、消費税法が制定されてからは、公営企業会計制度では営業外費用の予算の中に相当額を流用して賄ってもよいこととなっておりますので、営業外費用のその他雑支出に、平成18年度確定消費税額3,781万2,600円の約半分と予測いたしましたので、その他雑支出が2,037万7,000円となりますので、前年度より900万円増額となります。このようなことが主な増額要因となっております。

最後に、予備費につきましては、水道事業費用と資本的支出の予備費は、それぞれ200万円、300万円となっておりますが、このような少額となっております理由と考え方についてお答えをいたします。

地方公営企業の予算においては、収益的収支予算と資本的収支予算の双方に予備費を設けることができることとなっております。計上の金額の大きさについては、3条、4条予算ともに一定の基準というものはなく、当該企業の財政規模及び過去の事業年度の経営実

績等を勘案して判断し、適当と思われる金額で、しかも資金上に無理のないものを提示をすることが望ましいとなっております。

確かに、事業予算上の金額としては、少額という見解もあると考えられますが、収益的収支において、予備費を高額に設けた場合は、損益にも影響を及ぼしますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。10番、披田信一郎君。

<10番、披田信一郎君 登壇>

○10番（披田信一郎君）

ご答弁をいただきました。

全体として、3番目に伺った委託料における事務所清掃の791万円であるとか、事務所植栽手入れでの381万円や水道料金調定電算委託費における対前年5,000万円程度の減額とか、ある意味での工夫というか、努力の跡を今のご説明で理解することはできます。

しかしながらというか、特に最初のほうの予算書27ページの委託料などについて、ある意味で、依然として、この事務所が建物も3つあり、大きなと言われればそうかもしれませんがせんけれども、清掃の約800万円、1,000万円に近い800万円弱、または植栽手入れでの400万円近くというものは、相当大きな金額を占めているなという感じがいたします。

今後、この辺もどのように努力されていくのか。ここ二、三年、少しずつ見直しを重ねてきていることはあるようでありますので、もう少し今後のことが考えられるかと思えます。

それから、予算書24、25ページにおける委託料の、特に水道料金調定電算委託費に関しては、前議会などでも、約9,000万円、こうなってしまうと、新年度の予算についての審査ですので、下がったということで、よかったと評価をすべきかもしれませんが、特に業務が、事情があったとはいえ、同じことを5,000万円下げて同じ業者が請け負ってくれるということが可能であるのならば、今まで20有余年にわたって、一体どういうことであったのかということをやはり思わざるを得ません。そういう中で、今後もしっかりとしたチェックが必要だなということが今の説明からわかります。

特に、これが、ただ、実際やってみたら、そういう話し合いで、これでともかくやりましょうということにしたけれども、実際には足りないというようなことで、一種の契約の途中変更というようなことがあっては困ると。その辺のところについても、ある意味で大丈夫なのかということ、この際、念押しをしたいと思います。

この水道料金調定電算委託費というのは、ある種の特別な事情の中で、この金額で従前どおり、また今年度中において、新しいパッケージも含めてという、ある意味じゃ二重の手間だから、もっと本当はかかるんだというようなことも言われかねないような中、この

ような金額でおさめられたことはよしとして、ただ、それが契約の途中で変更というふうなことがあってはということ、ちょっとこの際、念押しをさせていただきます。その辺も、契約上、確認されているかどうかということでもあります。

それから、5番目に伺いましたその他雑支出ということですが、内容は消費税というふうなことで、分らないんではありますけれども、そもそも予算書の項目のつくり方、または仮にこの雑支出ということは、そのように表記するのはそれでよしとしても、説明欄に、先ほどの説明の要旨なりをも書き込むということが何でできないのかということ、ちょっとこの際、お伺いをいたします。

最後に、6番目にお伺いいたしました予備費に関してであります。これは、ちょっと見解の相違みたいなのというようなことで答弁が終わったわけではありますが、やはりこの水道事業という事業の特性からいって、災害であるとか、小規模であっても事故があったというふうな対応について、財務会計上、どのような対応を、本当に流用、流用でいってしまうのか、そのあたりのところについて、この際説明を求めます。

以上、2回目の質疑といたします。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。次長、石田勝久君。

<次長、石田勝久君 登壇>

○次長（石田勝久君）

清掃と植栽の委託についてお答えいたします。

なるべく企業団でできるものは、これからは検討して、職員の中でやっていく方向で進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほう、よろしく願いいたします。

それから、水道料金の電算事務の契約が変更になった場合ということですが、これは今、経営検討委員会の中でも、3市の協力を得て、協力しているところでありますので、契約の変更についてはないものと考えております。

それから、雑支出の説明なんですけれども、雑支出は、消費税の一応そういうのも見てよろしいということなので、ご理解のほうお願いしたいんですけれども。

<「説明欄に説明を書かない……」と呼ぶ者あり>

○次長（石田勝久君）

ああ、書かなかったということですね。それにつきましては、本来の予算のあり方といたしましては、企業団の場合、説明欄に詳しく載せておりますけれども、本来であれば、地方公営企業法の中では、それは書かなくてよろしいということになっているんですけれども、これからそういうことがありました場合は、一応議会を尊重して、説明欄に記入したいと考えております。

それから、予備費の扱い、事故があった場合の少額なことに関しましては、震災がありまして、そういうものがあつた場合には、補正の議会を開いてやらなければならないかと

は思っておりますが、公営企業ですので、弾力的な予算になっておりますので、専決処分
で対応することも考えております。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。10番、披田信一郎君。

<10番、披田信一郎君 登壇>

○10番（披田信一郎君）

最後の予備費に関してでありますけれども、当然、一定の額のものについて補正予算措
置、それもまた緊急の場合には、原則やはり議会議を臨時議会議開いていただくのは当然です
が、専決というのも地方自治法上あることはわかっているわけではありますが、その金額や
程度にもよるんですけれども、私は、いろいろなことが想定されるわけですけれども、緊
急的かつ応急的な措置で、それが何億円にも及ぶもののような場合、その財源の手配も含
めて、当然にも予算編成のつくりかえということをしざるを得ないのは当然ですが、それ
ほどにも至らない、例えば2,000万円程度の工事のものが出た場合に、それは補正予算を
専決処分をするというような、今、次長がご答弁されたようなことを一々するのか。実際、
弾力的という中でだから、流用などができるし、するんだと思うんですけれども、その辺
のルールがどうなっているのか。ある意味では、予備費というのは、そういうことを勘案
した一定程度の、何億円もの予備費なんていうのは当然考えないんであります。2,000
万円とか3,000万円とかというオーダーのものがあって、その程度のもはそこから対応
するということはあり得るのかなという、そんな思いから伺っている次第でありますけれ
ども、もう少しわかりやすく説明だけ願います。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。所長、宮本 満君。

○事務所長（宮本 満君）

披田議員さんの質問にお答えします。

予備費でございますが、以前は500万円、300万円というようなことで、県南水道はしば
らくの間、予備費を設定しておりました。ここ数年前、いろいろな各一部事務組合のほう
でいろいろな負担金の問題で、いろいろ議会議等、管理者議会議等でいろいろ協議をしたとい
うふうなことでございまして、企業団においても、予備費についても、経費削減の一環と
して、各一部事務組合も削減したというふうな話をお聞きしまして、企業団も経費削減の
一環として、300万円、200万円に削ったわけなんでございますが、披田議員さんのご指摘
のように、何かあったときには、その額では少ないんじゃないか、もう少し1,000万円、
2,000万円を計上したらいいんじゃないかというふうな、大変ごもつともでございますが、
企業団、予備費を使ったことは過去に一、二回あったわけなんです。これまで数年、ほ
とんど使っておりません。各項目の流用により、何とか予算が不足した場合は、それで補

っておりました。

何か事故とか大きなことがあったときには、確かにその金額では充当できない場合もあるかと思いますが、先ほど企業長も申し上げました、提案理由の中でありました純利益が約4,000万円でございます。2,000万円を組みますと、純利益がほとんど利益が出ないというような予算になります。予備費を使わなければ、その分が純利益のように決算では出てくるわけなんです、大きな事故、地震等で、大きな何億円も決算が出た場合には、企業団の規約において、その場合は、各構成団体のほうに分担金が徴収ができるというようなことにもなっております。ですから、先ほど申し上げましたように、経費削減の一環ということで現在はやっておりますけれども、今後、予備費が内部で、また検討委員会で協議をしていただいて、500万円、1,000万円が妥当じゃないかというようなことであれば、そのように次年度、その次の年度から検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。これで披田信一郎君の質疑を終わります。

以上で通告された議案の質疑が全部終わりました。

◇討論

○議長（貫井 徹君）

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対の方の発言を許します。伊藤悦子さん。

< 11番、伊藤悦子さん 登壇 >

○11番（伊藤悦子さん）

議案第2号、平成20年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算書について、反対討論を行います。

国民の暮らしは今、小泉改革以来の構造改革路線のもとで、貧困と格差が広がり、耐えがたいところまで拡大し、深刻な不安と危機に見舞われています。家計が消費や貯蓄に回せる可処分所得は、戦後最悪の不況と言われた1997年に比べても、およそ1割も減っています。国民の暮らしを支援し、家計を温めることは待ったなしの課題です。市民の間から、これ以上何を切り詰めればいいのかと、こういった悲痛な声も上がっています。こういうときこそ、公営企業は、市民の生活を守る立場で事業展開がますます求められます。

昨年11月の議会で、30年来の市民の思いである水道料金値下げの請願が採択をされました。市民の皆さんから、値下げが実現できると大きな期待が寄せられました。ところが、来年度予算には反映をされていません。また、この請願が採択されているにもかかわらず、一度も検討されていないことは納得できるものではありません。早急に総合的な見直しを図り、水道料金引き下げを行うよう強く求めて、平成20年度県南水道企業団水道事業会計

予算書に反対の討論といたします。

○議長（貫井 徹君）

次に、賛成の方の発言を許します。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○議長（貫井 徹君）

そのほかありませんか。披田信一郎君。

<10番、披田信一郎君 登壇>

○10番（披田信一郎君）

私からも、議案第2号、平成20年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算に関して、ある意味残念ながら、賛同できない立場での反対の討論を行わせていただきます。

一言で言いますと、行財政改革検討委員会を設置して作業を進めるなど、始まってはおるわけであります。また、先ほどの予算案、質疑、細かなところをお伺いいたしましたけれども、それなりの工夫や努力をいたしている形跡を認めることはできます。しかし、そのスピード感というか、必要なものを必要な水準で進めているのかという観点に照らして見直したときに、不十分ではないだろうか。やはりこの際、そのことをこの予算案に対する態度においてもはっきりさせていく必要があると思っております。

当議会の日程上、一般質問が後になりますので、今後のこと、水道料も値下げを求める請願を採択に賛成をいたしました。それは、特別委員会の中での検討過程にも明らかのように、今後のあり方や見かけの黒字ということを脱している、そのことをめぐってのさまざまな評価などについて、抜本的に考え直していくということが必要だと。その作業は着手すべきだと。一方では、経営努力をし、実際の給水数をふやしていくそのためにも、その引き金として、一定に低水量利用者などを中心とした水道料金の値下げを含めた見直しをすることを含めて、そういう努力を開始していただきたいという趣旨があったわけでありまして、その趣旨からいっても、いろいろな問題を先送りにするということは、やはり許されないのではないかと。そのような立場から、残念ながら、本平成20年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について反対といたします。

○議長（貫井 徹君）

そのほかありませんか。大谷雅彦君。

<6番、大谷雅彦君 登壇>

○6番（大谷雅彦君）

平成20年度予算に対する賛成討論を行います。

ただ、遺憾なことに、昨年採択された請願書に対する何らの見解も示されておられません。20年度予算にももちろん反映もされておられません。やはり、少なくとも議会に対して採択された請願に対しての執行部の考え方、理由、そういったものを説明した上で、20年度予算に対する提案がなされてしかるべきであったであろうと、このようには思っています。

<「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり>

○6番（大谷雅彦君）

それと、先ほど披田議員の反対討論の中にもありましたけれども、形式的な黒字決算をつくっているこれまでの予算、決算体制の中で、これを改めるべきだということを私は過去の議会の反対討論、請願に対する反対討論の中で申し上げました。そうでなければ、公営企業として、住民の適切な理解を得ることはできない。やはりきちんとした現状認識を示して、説明責任を果たすことが私は不可欠であろうと思います。

しかしながら、約8万世帯を超える加入者の暮らしに直結する水道事業の安定した運営として、この20年度予算は可決することにやむを得ないと、このような見地から、賛成をするのであります。

以上で終わります。

○議長（貫井 徹君）

そのほかありませんか。

<発言する者なし>

○議長（貫井 徹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◇採決

○議長（貫井 徹君）

これから議案第1号及び議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号、平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○議長（貫井 徹君）

起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

<発言する者あり>

○議長（貫井 徹君）

傍聴者、ご静粛に願います。

議案第2号、平成20年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○議長（貫井 徹君）

起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後3時といたします。

休 憩 午後 2時46分

再 開 午後 3時00分

◇日程第4 一般質問

○議長（貫井 徹君）

再開いたします。

日程第4、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

<「議長、マイクがちょっとおかしいよな。風邪引いたような声」と呼ぶ者あり>

○議長（貫井 徹君）

5番、宮原節子さん。

<5番、宮原節子さん 登壇>

○5番（宮原節子さん）

皆様、こんにちは。公明党の宮原でございます。私はちょっと風邪の声ですけれども、あしからずお許してください。

それでは、通告の順に従いまして、2点について質問させていただきます。

初めに、水道料金値下げについてでございます。

皆様ご承知のように、昨年11月、第2回定例議会において、水道料金値下げを求める請願が採択され、その後、新聞報道等により、3市の住民も知るところであります。この値下げ早期実施への取り組み経過、進捗状況についてお伺いいたします。

通算7回にわたる請願についての特別委員会において、さまざまな角度から問題、課題に言及し、そして明確にされた中から、次の5点について、値下げへの具体的取り組み、どのように着手されているかをお聞きし、そしてそれが平成20年度予算にどのように反映され、値下げへ連動しているのかをお伺いいたします。

可能な部分での水道料金値下げについて、住民ニーズにこたえるために、その一つとして、料金体系の見直しでございます。家族構成の著しい変化から、使用量が10㎡以下が30%をはるかに超える状況の中で、料金設定の見直しは多くの住民の声であります。

次に、量水器使用料の無料化でございますが、これは現時点においては5,000万円の減収になるとの試算であります。さきの料金体系見直し等、値下げした場合の収支見通しの上から、収入増のための営業努力や行政改革によるコスト削減についてのご見解をお伺いしたいと存じます。

さきの委員会において、執行部より、今まで余りコスト削減というか、料金値下げのための努力、専門的な勉強をやってこなかったとお話もあり、また既に電算業務関連や人

件費等、コスト削減への取り組みを進められていることも存じておりますが、特に委託業務改善への具体的取り組みをお伺いいたしたく存じます。

また、加入促進や普及率を高めるための努力目標と行動計画についてもお伺いしたいと存じます。

これまでも、管理者の方の意識を持つての働きかけや水道週間を通しての職員の方々のご努力によって、普及率がアップしていることも存じております。そして、さきの委員会においては、事務局より、今後は議員のほうも加入促進へのPRをとの声もありました。

蛇足ではございますが、このたび牛久の中心市街地でありながら、陸の孤島になっていた住宅の方14世帯から水道管布設の希望があり、先日、県南水道からの説明会が行われました。私は、現在の普及率80%、あとの20%の中には、中心市街地にもまだまだ陸の孤島があることに驚いた次第であります。

最後に、県企業局に対する契約水量についてでございます。

契約水量と実態の乖離は年々増大し、そして、ここ数年の水道議会では常に取り上げられ、執行部からは、県との需要契約は責任取引水量としての契約であり、責任を持って引き受けなければならないとの答弁であります。契約水量の見直しは今後全く望めないのか、この件についてのご見解もお伺いしたいと存じます。

2点目でございますが、議会改革の見通しについてお伺いいたします。

昨年全員協議会におきまして、議員報酬や費用弁償の値下げ、見直しが議論され、公明党としては、平成20年度中の執行を求めるものでございますが、その後の経過と、あわせて管理者関係の値下げ等へのご見解をお伺いいたします。

以上で終わります。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

宮原節子議員のご質問にお答えいたします。

まず、料金値下げ実施の見通しについてであります。

料金の値下げを求める請願につきまして、企業団議会において採択されました。議会の総意といたしまして、真摯に受けとめておるところであります。

平成20年度の予算におきましては、水道料金値下げの計上には至っておりません。企業団では、昨年4月から給水加入金制度の見直しを行いました。また、納入金額の引き下げを実施しております。加入金収入につきましては、営業収益の中でも大きなウエートを占める収入源でありますので、現在は、その収入状況を見守っておるところでもあります。

また、水道料金値下げの問題につきましては、正副企業長会議で協議をしておりますが、今後も経営検討委員会におきまして、平成19年度の決算の状況及び将来の財政状況等も検

討していただきながら、料金値下げの実施が可能かどうか、十分協議をしてみたいと、このように思います。

次に、議会改革の見直しであります。

議員の報酬及び費用弁償等の見直しにつきましては、昨年に全員協議会を開催いただき、報酬等引き下げの了承をいただいたところでもあります。企業団では現在、経営の健全化、効率化等を推進するために、経営検討委員会におきまして、行政改革等の協議をしておるところでもございます。その中で、一般職員の給与等見直しの協議もしておりますので、議員の報酬等見直しにつきましては、正副企業長及び一般職員の見直しとあわせまして、全体的に改正をしてみたいと、このように考えております。

改正の時期につきましては、見直しの準備が整いましたら、提案をしてみたい、このように考えておるところであります。

○議長（貫井 徹君）

補足答弁を求めます。所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

宮原議員さんの質問に対して、企業長がお答えしていないところについてお答え申し上げます。

料金体系の見直し、また量水器使用料の無料化についてでございますが、これにつきましては、料金の値下げに関することでございますので、先ほど企業長が申し上げましたとおり、今後検討をしてみたいと思います。

また、収入増のための営業努力や行政改革によるコスト削減についての質問でございますが、営業努力につきましては、正副企業長を初め、職員一丸となって、各種の公共施設や工場、また井戸水を使っている使用者に対しまして、水道の加入をお願いしているところでございます。

また、そのほかに委託業務の改善、具体的な取り組みということでございますが、コスト削減につきましては、業務の見直し等により、人件費の削減及び業務委託費用の削減などをしております。

業務委託におきましては、電算の方式、その変更による削減、また給与につきましては、ここ3年間で10人の職員を削減しております。それに伴う3,500万円ほどの削減もされております。

また、そのほかに職員の給与の計算、これにつきましても、20年度からは、今まで計算センターをお願いしていたものが、市販のソフトを購入しまして、職員が給与計算をして、毎月支払うというようなことで、約100万円の削減になっております。また、そのほかに、設計業務の削減、これにつきましては、キャドシステム、これを19年度から導入いたしまして、設計業務につきましては、簡単なものにつきましては職員が設計をするというよう

なことで、設計の業務委託料、これにつきましても、1,000万円以上削減されているかと思われま。

今後におきましても、いろいろな削減の項目につきまして研究をいたしまして、努力してまいりたいと考えております。

また、今後の加入促進、普及率を高めるための努力ということでございますが、先ほど宮原議員さんからありましたように、普及率がまだ80%。まだまだ未整備地区も残っているわけでございます。全市民が水道に加入して、使えるというのが県南水道の役目であると思っておりますので、未整備地区につきましても、今後配水管の整備を進め、全市民が安全な水道を使えるようにしてまいりたいと思っております。

これにつきましても、事業計画書が作成されておりますので、それによって今後も進めてまいりたいと思っております。

普及率が向上すれば、自然と給水量も増大しますので、県との契約水量の差も縮まってくるかと思われま。

また、最後に、県企業局に対する契約水量についてでございますが、この件について、見直しは今後全く望めないのかというふうなことでございますが、これにつきましても、これまで何度となく企業局には見直しについて要望しております。なかなか契約水量というのは、県との受給契約でございますので、見直しはしていただけないのが現状でございます。今後も、機会あるごとにいろいろ要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。宮原節子さん。

<5番、宮原節子さん 登壇>

○5番（宮原節子さん）

再度質問といいますか、要望といいますか、お願いいたします。

値下げにつきましては、19年度の決算を見据えて、また収入状況を見守っている過程であるというご答弁でございますが、これにつきましては、3市の住民にとって、本当に今、暗いニュースばかりの中で希望の朗報でありまして、期待しているところでありますので、ぜひ20年度における実施を再度お願いできればと思います。

それから、この値下げ、また議会対策についての3市からの代表で構成されている経営検討委員会のご所見が出ていましたら、お聞かせ願いたいと思っております。

以上です。

○議長（貫井 徹君）

後段について、事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

値下げの件につきましては、今後、19年度の決算状況を見守りながら、検討委員会で検討し、さらに正副企業長会議でできるかどうか可能性を探って、決定していくというような方向性になるかと思えます。

また、検討委員会においてでございますが、現在、検討委員会は3部会をつくりまして、IT関係、計算センター業務委託関係の部会、また人事関係、職員の給与等の見直しの関係、それに建設部会、契約関係ですね、これについての部会をつくりまして、昨年12月、1月から始まったばかりでございます。3市のそれぞれの専門分野の職員さん、課長さんに来ていただいて、それぞれの項目においてアドバイスしていただき、企業団の方向性、今後のいろいろな経営内容の検討、それについてアドバイスしていただくというようなことで、今後も続けてまいりますので、検討委員会において、また料金関係につきましては、部会ということじゃなく、検討委員会、財政課長さんが検討委員会には各市の課長さんが入っておりますので、企業団においても、今後の財政計画をはっきりと作成いたしまして、今後5年、10年後、本当に料金の値下げができるのかどうか。また値下げをしても、安定した水道事業が継続できるのかどうか。一番肝心なのは、先ほども企業長が申し上げましたとおり、水道事業が安定した経営ができなければ、値下げをして、いろいろ石綿管が更新できない、いろいろなものが鉛管もできない、そのようなことでは住民サービスが徹底できないし、また安全性も確保できませんので、それらを並行した形でできれば一番望ましいかと思えますので、今後、慎重に検討してまいらなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

これで宮原節子さんの質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。伊藤悦子さん。

<11番、伊藤悦子さん 登壇>

○11番（伊藤悦子さん）

通告に従いまして、一般質問を行います。

初めに、水道料金引き下げについてです。

今、宮原議員も質問して、ご答弁もあったわけなんですけれども、改めて住民の強い願いですので、私も質問をさせていただきます。

質疑でも言いましたが、昨年11月の定例議会で水道料金引き下げを求める請願が採択をされました。今予算には、住民の切なる水道料金引き下げの願いが反映をされていません。また、検討委員会では検討もされなかったということです。市民の間では、定率減税の廃止や最近の原油高などで、灯油代初め、食料品の値上げが行われており、生活が大変厳しくなっているのが実態です。加入金は引き下げになりました。次は、高い水道料金は何とかして下げてほしい、こういう切実なる願いがあるわけです。

請願が採択されたことは、住民の皆さんの長年の願いであり、料金引き下げに続くと期待をしていたところです。今回、期待が外れてしまったわけですが、公共の福祉を増進するという公営企業の長として、請願採択後、一度も検討がされなかったということの理由について、改めてお伺いしたいと思います。

次、2点目に、県との契約水量についてです。

県南水道企業団は、県から水を買ひ、市民の皆さんに水を供給しています。この県から水を買う量が問題なわけです。日本共産党は、再三この点について指摘をしているところですが、市民が使っていない分まで県から買わされており、20年度の浄水費は事業費用の52%を占めています。水道料金引き下げのためには、浄水費の見直しが不可欠になります。それには、県との契約水量を見直しをすることです。

そこで、お伺いをいたします。20年度は3年に一度の契約水量の契約の時期になっていたと思います。契約水量は実態に合わせ契約をすべきです。それなのに、前年度より増量の契約になっているわけです。契約水量に対し、どのように取り組んできたのかお伺いをいたします。

また、今回の契約水量は、実態とどのような差になるのか。実態との差は、前年度より増額になるわけですが、それに対し、どのような認識をしているのか、お伺いをいたします。

3点目に、基本料金体系についてです。

これも質問があったところですが、この問題につきましても、基本料金が現在、10トンで計算されています。この基本料金を使わない家庭が32%にも上っています。その半分は5トン以下、こういうことです。先ほども言いましたが、今の厳しい生活の中では、本当にこれを見直してほしい、このことは強い要望になっているわけです。

この点については、先ほども意見がありましたけれども、請願に対する特別委員会の中でも、早急に取り組むことが必要だという意見が多く出ていました。このことにつきまして、住民生活を考えたら検討すべきなのに、検討されないのか。量水器についても、どのようにするのか、改めて考えをお伺いしたいと思います。

2点目についてですけれども、過大な水源開発についてです。

水源開発について、霞ヶ浦開発事業は、霞ヶ浦と利根川、那珂川の水を行き来させることで流水の正常な機能の維持と新規都市用水の確保を図るとして、重要と考えていると前議会でのご答弁がありました。そしてまた、水道料金に結びつかないよう、国・県の動向を見ると言いました。

しかし、県は、いばらき水のマスタープラン下方修正では、2020年度で1日46.3m³の水余りを認めています。水道法では、地方公共団体に対し、水の適正かつ合理的な使用に関し、必要な対策を講じることを義務づけています。また、水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めることも義務づけているわけ

です。このことから考えると、水が余るような開発は当然合致しないわけですが、水道事業者としての考えを改めてお伺いしたいと思います。

また、水道料金に結びつかない開発なんてあるんでしょうか。そのことについても、改めてお伺いをいたします。

3番目についてです。加入促進についてです。

加入を増やすことは、水道料金を引き下げるためにも大事な一つとなっています。料金算定にも影響するわけですから、その取り組みについて、もう少し具体的にお話をお伺いしたいと思います。

最後に、議会改革についてです。

宮原議員からもこの質問があったわけなんですけれども、この改革については、住民の多くが議会も改革をすべき、このように言っているところです。既に協議されていることが実施されないのでは、高い水道料金を払っている市民から理解は得られません。改革はできるところから進めていくことが求められるわけです。改めて平成20年度から適用できるようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

第1回目の質問といたします。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

伊藤悦子議員のご質問にお答えいたします。

まず、水道料金の引き下げについてであります。

この件に関しましては、水道料金の値下げを求める請願が当議会で採決されておりますので、議会の意見として尊重いたしてまいりたいと考えております。水道料金の値下げにつきましては、大変重要な問題でありますので、慎重に検討しなければならないものと考えておるところでもございます。

次に、茨城県との契約水量についてであります。受給契約の基本水量につきましては、平成20年度から8万8,700[㎥]となります。1日最大給水量は7万6,091[㎥]を予定をしております。水量の差は1万2,609[㎥]で、料金にいたしますと、約1億9,500万円という数字になります。県との契約水量につきましては、各受水団体が責任を持って引き取らなければならないこととなっておりますので、当企業団も、契約をしている水量については、引き受けをしなければならないものであります。

平成20年度から基本水量の見直しがされますが、企業団といたしましては、県と企業局に対しまして、契約水量の据え置きを申し入れを文書で行っております。契約水量見直しの要望につきましては、今後も引き続き行ってまいりたいと、このように考えております。

次に、基本水量についてであります。平成19年3月現在におけます家事用料金で10[㎥]

を使用していない件数は、全体の28%で、2万2,702件であります。1年前に比較いたしますと、1,168件の増となっております。

量水器使用料につきましては、使用料の無料化をした場合は、年間5,100万円の減収になります。企業団の主な収入、財源であります水道料金収入を減少させることは、水道事業の安定した運営に支障を来すものと思っておりますので、これらの問題に対して、慎重に対応しなければならないと考えております。

2点目の過大な水源開発についてのご質問であります。茨城県では平成19年3月にいばらき水のマスタープランを改定をいたしまして、茨城県長期水需給計画を策定いたしました。計画の目的は、長期にわたって良好で安定的な水資源の確保と保全、適正な水需給バランスの確保と合理的な水利用の推進であります。その水資源は、県民の快適な暮らしや産業経済の発展にとって欠かすことのできないものであるために、長期的な観点から、水資源の確保と安定供給を図ることが重要であります。当企業団といたしましても、将来に向かって、適正な需給バランスに基づいた開発を県に要望したいと、このように考えております。

3点目の水道加入促進についてお答えいたします。

水道普及率向上のための取り組みといたしましては、電話、窓口等での水道整備要望の問い合わせに対しまして、上水道の安全・安心の説明をし、配水管布設工事着工前には、説明会等で上水道加入の案内の小冊子を配布しておるところでもあります。また、ホームページでは、水道の安全に関します水質関係等を掲載しており、6月の水道週間には、水道整備地区で未加入の各家庭にリーフレット等を配布をいたしまして、水道加入促進を図っておるところでもあります。

4点目の議会改革につきましては、議員の費用弁償及び報酬の見直しでございます。ご指摘のとおり、改正ができるものは早期に実施すべきであると思っておりますが、今回、さまざまな課題を総合的に判断をし、見送ったところでもあります。

以上であります。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。伊藤悦子さん。

<11番、伊藤悦子さん 登壇>

○11番（伊藤悦子さん）

2回目の質疑を行います。

まず、水道料金の値下げについてです。

議会でも出された請願の採択については尊重するというお答えをいただきました。私どもは、市民も含めて、尊重するということは、水道料金加入引き下げについて検討することと理解をいたします。その点について、改めてお答えをいただきたいと思っております。

次に、県との契約水量についてです。

責任引取制と言いますが、過大な契約水量を押しつけたという当時の状況が書かれた本も出版をされているわけです。実態として、使っていない水の分まで契約を押しつけられているのは認識されていると理解をいたしますが、料金値下げには、契約水量を実態に合わせるが一番です。申し入れを行っているということですが、企業長みずからが行うことが必要と考えますが、今までにそのようなことがされているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それと、もう一点、契約水量を決めた当時の協定書によりますと、広域水道内の市町村の合意があれば、そのことについて話し合いが行われることになっています。そのことは前議会でも申しましたが、土浦市とも一緒になって協議を進めたいとしていたしましたが、そのような取り組みはなされたのでしょうか、お伺いをいたします。

過大な水源開発についてですが、需要バランスに基づいて申し入れをするというお話でしたが、今まさにマスタープランの下方修正では水余りということを確認しているわけですから、需要バランス等考えた場合には、この開発中止を申し入れてもいいのではないかと思いますが、再度そのことについてお伺いをいたします。

議会改革についてですけれども、今のご答弁では、できるところからということでは同意されたのかなというふうに思っています。それなら、なおさら平成20年度から適用できるようにすべきだと思いますが、再度お伺いをしたいと思います。

以上です。

<「議員がみずからやらずにちゃだめだ、そんなこと。議会改革というのは、議員がみずからやらない」と呼ぶ者あり>

○議長（貫井 徹君）

ご静粛に願います。

答弁を求めます。所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

何点もございまして、ちょっとメモをするのが漏れたかもわかりませんが、ご了承お願いいたします。

まず、1点目の水道料金の値下げの問題につきましても、企業団の財政上において大変重要なこととあります。加入金については、先ほど申しましたように、平成19年4月から値下げをしております。平成19年の決算状況を見ませんと、どのくらい加入金が下がって入ってくるのか、よく検討しなければならないと考えておるところでございます。

昨年、19年度、加入金を下げました。20年度には料金を下げました。次には、また公道分を無料化しろと。毎年下げていては、県南水道、財政幾らあっても足りないと思います。その辺は、スピードアップができない点もございまして、検討委員会と正副企業長会議で十分に検討して、今後やっていくと思われまますので、よろしく申し上げます。

また、県企業局に対する契約水量の申し入れにつきましては、今後、機会があれば、企業長も直接申し入れについてお願いしてまいりたいと思います。

今までは、企業長は申し入れいたしたことがあるのかということでございますが、企業長の場合は、県の市長会も会長やっております。県庁のほうへは何度か行く機会があるかと思いますが、その辺で、企業局長さんともお会いしたことはあるかと思いますが、いろいろな細かい事務的な話についてはまだしてないかと思いますが、今後、そういう時間がありましたら、お願いしたいと思います。

また、契約水量の見直しについて、各構成市ですか、これが全体がまとまればできるのかというふうなことがあります。契約水量に満たない団体は、多分、県南広域でも県南水道と土浦市さんかだと思います。以前、土浦さんにも一緒に申し入れをしようというふうなことはお話ししましたが、土浦さんは土浦さんのほうで、議会でいろいろ請願、意見書等が出ておるので、別々にやりたいというようなことで、お断りされたというふうな経緯がございます。また再度、土浦さんにもどういう状況なのか、いろいろお話をし、今後検討してまいりたいと思います。

それと、基本料金、水道料金でございますが、この体系につきましては、現在、社会情勢の変化等により核家族が進展し、単身者及び高齢者の少人数の世帯が多いことは認識をしております。現在の基本料金体系の見直しを行った場合に、家事用料金で5㎡700円としますと、約1億5,000万円の減収となります。また、先ほど量水器使用料、約5,100万円の減収になります。それら合わせますと、約2億円の財源が必要になるわけでございますが、18年度決算では2億2,000万円純利益が出ました。しかしながら、19年度は加入金を下げておりますので、果たしてどれだけの利益が出るのか、ちょっと不確定でございますので、いろいろなコスト削減、節約を図りながら、それだけの財源確保に今後努力をしていかなければならないかと思っております。

議員さんの費用弁償及び報酬等につきましては、これにつきましても、先ほど企業長もご説明しましたように、正副企業長の報酬、また職員の諸手当の見直しも現在、進めておりますので、それに合わせて早い時期に提案してまいりたいと考えております。

最後に、契約水量についてでございますが、いろいろ人口が減っている、それだけのダムの開発等、そういうのが必要がないのではないかというようなことでございますが、水道の水源は主にダムに依存しているわけでございます。このダムの貯水量につきましては、毎年、いろいろな気象の状況により、ダムが貯水率が上がったり下がったりしているわけでございます。

昨年も、4月には前年の雪の降雪が少なく、4月の時点で60%台に貯水率になり、ことしの夏は、渇水で、出水制限をしなくてはならないのかというような状況でございました。いろいろ今後においても、温暖化、いろいろな環境問題により、いろいろ気象状況がどのようになるのかわかりませんので、それなりの水源の確保をしなければ、水道事業者にと

っては安全な運営はできないわけでございますので、現在、国等でやっておるダム開発について、中止をしろというようなことは我々水道事業者としては県に申し入れるのはちょっとできない状況であるかと思っておりますので、その辺、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。伊藤悦子さん。

< 11番、伊藤悦子さん 登壇 >

○11番（伊藤悦子さん）

3回目の質問をいたします。

水道料金の引き下げのことについてなんですけれども、今のご答弁ですと、料金を引き下げろ、基本料金も引き下げろ、量水器も無料にしろ、こういうことでは大変だ、このような答弁ですけれども、本当に市民の水道料金を引き下げてほしいというそういう願いを受けとめての答弁なのか、公共の福祉を進める公営企業としての考え方なのか、本当に疑ってしまいます。市民の皆さんは、大変な生活の中で、水道料金を引き下げてほしい、こう言っているわけですから、真摯に受けとめていただきたいと思っております。

契約水量のことについてですけれども、20年度におきましては、前年度の契約水量をとことだだったんですけれども、実態からかけ離れているわけですから、その申し入れの中では、実態に見合った契約水量にするよう、強く要望してもらいたいと思っております。

基本料金の改定について、昨年よりも増えているわけですから、こういう実態も考え、早急に契約水量改定については取り組んでいただきたいと思っております。

以上、要望とさせていただきます。

○議長（貫井 徹君）

これで伊藤悦子さんの質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。披田信一郎君。

< 10番、披田信一郎君 登壇 >

○10番（披田信一郎君）

通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。今回は、3つの項目について質問と、また提言をさせていただきます。

まず最初に、財務会計制度のあり方に関する見直し問題について取り上げてまいります。

前の議会におきまして市民より出されておりました水道料金の値下げを求める請願について、私も委員を務めさせていただいた請願審査特別委員会での半年にわたる当企業団の各面からの問題点や、また財務制度、財務状況、将来の設備更新で予想される費用などについて、徹底した調査と、また論議を重ねた末の結論として、当面、加入金の値下げに続いて、水道料金本体についても、それによって加入の促進を図ることを条件として、使用水量の少ない世帯への対応などを中心とした値下げの必要性を認める請願の採択を行った

ところでありました。

現時点では、このことについて検討を進めているということでもあります。新年度の当初予算段階では、水道料金におけるその反映ははまだ示されておりませんが、当然にも、この議会意思を尊重されての水道料金改定案が早急に示されることが求められておりますし、していただかなければならないことは前提でございます。

このことを踏まえて、私はそれに加えて、特別委員会委員長報告に触れられておりますように、見かけの黒字をつくり出しているところの加入金の収益的収入への計上を、本来の資本的収入での計上に切り換えていくことを含めた財務会計上の再整理の必要性について触れていきたいと思っております。

会計の継続制やら、全国的にも当企業団のように計上しているところもそれなりにあり、これが違法というわけではないといったことが答弁されることが予想されます。しかし、前の議会で請願を採択するか否かをめぐって厳しく論議され合った中で提起されてもおりましたように、決して黒字などではなく、将来の更新費用をも考えるとき、既に赤字だとの意見は重いものがあります。

今後とも、とりあえず表面的にあらわれている黒字を真の黒字だとして使い切っていく財政運営をしていくなれば、今後、事業を継続していくために莫大な借金をせざるを得なくなり、ひいては倒産ということも心配なしとし得ません。減価償却をして捻出したその財源を積み立てておかないでおいてもよいのだろうかといった問題を含めて、今後の財務会計上の再整備が必要だと考えるゆえんであります。

さらに、水道料金や自己負担の軽減の文脈において提起されることの多い戸別メーターの費用負担の仕組み、また当初の給水設備設置時における公道下の引き込み管部分の費用問題についても、結局は受益者が負担することには変わりはないものでありますが、であるならば、メーター費用については、その水道料金の中に、特に基本料金制度を、基本水量制度ではなく、基本料金制度を採用する中で、これを組み込んでいくこととするほうがすっきりすると考えられます。

公道下の引き込み給水管部分の費用に関しては、ちょっと複雑だとは言えますが、これにいたしましても、自己負担での設置後、それを企業団に対して寄附を求めて、その後の維持管理は企業団の費用で行い、また、現在進めているこの部分における鉛管の取りかえに関する費用も、同じく企業団費用で行っているという実態からするならば、敷地境界から本管までの距離が、その本管が道路のどちら側にあるかというようなことで差が出ている、そういった問題をクリアするためにも、当初から自己負担ではない形で取り扱うこととする方式の変更についても、検討していくことが考えられるのではないでございましょうか。

ここでは、これらの3点を含めた財務会計上の見直し変更を5年程度の期間において実現をする、考えていくということを求めて、質問をいたします。また、そのための仕組み

というか、具体的な検討の体制、あり方について、どのようにお考えなのか、説明を求めます。

2つ目の問題であります。

平成19年度中において策定がなされました茨城県南水道企業団水道事業地域水道ビジョンなどの今後の将来構想、また現在の収支を含めた現況などが、報告書が3種類出されたと承知されております。これらについて、これを利用者や市民に対して周知をし、説明をし、結果として、利用者の理解を得て、今後の水道事業経営をなしていくということについて、お伺いをいたすものであります。

まず、1点目として、これらの内容を含めた事業者としての説明責任について、どのような認識、考え方を基本的にお持ちになられているのか、この際、ただしたいと思えます。

2つ目に、こういった問題を周知をし、利用者の理解を得ることを通じて、安定した事業が継続できるようにしていくということは重要なことではなかろうかと考えておりますが、利用者においていかがお考えであるのか、お伺いをいたすものであります。

3つ目に、最初の問題でも触れましたような水道料金の値下げ実現というか、見直しの改定が遠からずされるわけでありますけれども、それらとの関連、連動においても、しっかりと現状と将来構想を説明をし、理解を求めることとセットでなされるものでなければ、問題の先送りにしかならないのではないかという心配をも持ちますが、いかがお考えでありましょうか。

大きな3つ目の問題であります。入札契約制度の改善についてお伺いをいたします。

この入札契約制度の問題は、監査委員の指摘にもあったり、経営検討委員会のそれなりの項目の中で、一般競争入札の対象を広げていくようなということは、従来から説明はなされております。しかし、全体として、これを積極的に進めていくという姿勢が必ずしも見えていない。今年度の新年度の予算の中などでも、必ずしも十分なそれが反映しているとは見えないわけでありますが、まず1点目といたしまして、新年度、平成20年度4月以降のこのことについて、具体的に実施を予定している改善の計画、項目、内容がどのようなものであるのかをお示しいただきたいと思えます。また、これが時期的に20年度の途中、または21年度以降というようなスケジュールの決まっているものがあれば、あわせてご説明を求めます。

2つ目に、この問題は、真に競争性を高めていくその結果として、地方財政法、地方自治法、当企業団の財務会計の原則の中でも貫かれているはずであります、よりよいものをより安く求めていくということが実現されることが必要な、そのようなことのための競争性の発揮ということが主眼であるわけでありますけれども、そのような観点から、現在の改善計画、または現在の現状についてどのように考えているのか、改めてお示してください。

3つ目に、当企業団の水道事業というその事業の特性から、ぶっちゃけた言い方になりますけれども、業者間の談合と呼ばれるようなものは、必要悪、または仕方のないものだ

というような認識が発注者側であるところの事業者においてありはしまいかということをお聞きしたいと思っております。いかがでしょうか。

4番目に、具体的な提案として、今後も一般競争入札を拡大するにいたしても、指名競争入札方式をあわせて採用していくということであるようでありまして、そうである場合において、その指名業者数、指名競争入札のやり方の問題であります。指名をかける業者数を今よりは大幅というか、それなりに増やし、実際にその入札を執行するにおいて、抽せん制による、偶然性の余地を入れるという方式であるわけでありまして、開札の直前に、例えば偶数業者、奇数業者といったような形で、一定の部分のみを開札すると。こういった偶然性を加味させることによって、真の競争性をいくばくかも発揮をさせていくという方法が考えられる、または、そう多くはありませんけれども、採用されている自治体もあるわけでありまして、このことについて、それを採用してみようという考え方がないのかどうか、お伺いをいたします。

最後に、この入札契約を今後も運営していくわけでありまして、その結果として、依然として90%以上の落札率が今後も続いていく場合、それは官制談合防止法や、また最も基本であるところの独占禁止法の趣旨からして、発注者の責任が厳しく問われるものであると思っております。いかがお考えでしょうか。

ちなみに、前議会での平成18年度の決算までにおける過去数年間、90%、95%を超える、90%台の、それ以上の高いものの落札率が平均として続いてきているわけでありまして、まだ数値が報告されておきませんが、このことに当たって、数字が用意できるのであれば、前提として、平成19年度の現状までにおいて、この落札率はどうなっているのか。それなりに大幅に下がっているのかどうかも含めてご説明を求めます。

以上、質問といたします。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

入札契約制度の改善についての披田信一郎議員の質問にお答えいたします。

前回の定例議会の監査委員審査意見書の中で、入札制度を改善し、入札の競争性を高めるための検討をするべしとの指摘がありました。企業団では、入札制度改革の第一段階といたしまして、予定価格がおおむね1億5,000万円以上のものを対象に行っておりました一般競争入札を、5,000万円以上に引き下げをいたしまして、それ以下の指名競争入札につきましても、ランク制度の導入に向けて準備を進めておるところであります。

この見直しについては、経営検討委員会建設部会の中で協議しました結果を経営検討委員会に諮りまして、委員長より報告を受け、正副企業長会議におきまして、平成20年4月1日から実施することに決定をいたしました。今後は、各種広報などによりまして公表し

てまいりたいと考えております。

次に、企業団では業者間において談合などの不正行為は行われていないものと認識しておりますが、今後におきましても、経営検討委員会で協議を図りながら、より競争性を発揮されるような入札制度を導入してまいりたいと考えております。

○議長（貫井 徹君）

企業長の補足答弁を求めます。次長、石田勝久君。

<次長、石田勝久君 登壇>

○次長（石田勝久君）

披田議員の財務制度の見直しについてお答えいたします。

まず、加入金の取り扱いにつきましては、昭和57年度より水道料金の抑制を目的に制定し、水道事業収益として運営してまいりました。

日本水道協会の調べによりますと、平成18年度における県内の加入金を徴収している42事業体のうち、10事業体が資本的収入として取り扱っており、その他の32事業体は収益的収入となっております。また、資本的収入とした場合は、収益的収支において、平成17年度は約3億2,700万円、また18年度には約4億7,000万円の損失となります。

今後、給水原価と供給単価のバランスがよくなった折には、検討してまいりたいと考えておりますので、加入金の扱いは、今までどおり収益的収入の加入金として取り扱ってまいりたいと考えております。

次に、減価償却にしたものと起債についての考え方について説明いたします。

減価償却資産の扱いにつきましては、損益計算の立場から、固定資産の価値減耗について、費用を徹底する目的で、毎事業年度、定額法により、期間費用として行い、年度ごとの損益計算を行っております。

減価償却費は、現金としては変動はありませんので、品質改良予算の内部留保資金となります。

また、起債の扱いについても、資本的収支予算において資本的収入と内部留保資金との不足額を企業債を起こして事業を行ってまいりました。しかし、更新工事、改良工事の資金の使用割合については徹底しておりませんでしたので、今後においては、工事ごとの目的を立てて、事業を行ってまいりたいと思っております。

次に、量水器使用の取り扱いであります。量水器は水道利用者の全戸に取りつけられ、正確な使用水量を測定する上で大変重要な役割を担っているものでございます。この使用料は、給水収益として、当企業団が事業を運営する上で重要な財源の一つとして、水道料金体系の中に組み込まれております。

次に、公道部分における宅内取り込み埋設費の取り扱いについてであります。公道分工事とは、道路に埋設されております企業団の配水管から各家庭で水道を使用するための取り出し工事であって、給水装置の一部であります。この工事費は、道路の形態、配水管

の位置、必要とする水量による取り出し管の口径によっても金額の差が生じます。企業団では、配水管を埋設する際、将来の使用水量を予測して、その配水管の口径を決定し、埋設の位置については、道路管理者との協議により、その埋設位置を決定いたしております。

企業団では、以前に均一的な公道分費用でその工事費を施工してまいりましたが、県市町村会より、その方法は好ましくないとの行政指導があり、その後、実費負担としたものであります。公道分工事、水道申し込みの家庭の水道水を給水するための専用管でございますので、その受益者が負担するべきものであります。

この量水器使用料及び公道分工事費の取り扱いにつきましては、経営検討委員会において検討してまいりたいと考えております。

2点目の水道ビジョンについてのお答えをいたします。

水道ビジョンの説明責任についてであります。平成19年第2回の定例会において、公表いたしますと回答しましたとおり、この1月に厚生労働省、茨城県生活衛生課、構成各市の担当課、水道議員各位に配付いたしました。さらに、県南水道のホームページにも掲載をいたしております。

水道利用者に対して、水道事業の経営状況と将来計画を情報開示すべきとのご指摘であります。各市の協力を得て、市発行の広報紙に掲載し、各市のホームページへもアピールし、説明を行っていきたくと考えております。

この事業内容につきましては、事業の現状の分析評価、給水量、給水人口等の事業計画に関する事項、財政収支、組織体制等の経営基盤に関する事項、災害対策や環境保全対策に関する事項等について、総合的な観点から事業の現状と将来の見通しを分析、評価して、作成いたしました。

今後も、中期的に見直しをすることで、健全経営ができるよう、住民の目線に立ち、経営の基本原則である常に企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉の増進をするように努め、水道利用者への理解と周知を行ってまいります。

次に、水道料金の値下げの実現との連動につきましては、事業計画書でも示しておりますように、事業費も増大し、借入金も増大するものと想定しておりますので、大変厳しい状況になるものと考えております。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。披田信一郎君。

<10番、披田信一郎君 登壇>

○10番（披田信一郎君）

2回目の質問をさせていただきます。

まず、企業長のほうから、入札契約制度の改善改革について、ある意味の具体的に新年度4月の早々から一般競争入札の枠を1億5,000万円から5,000万円に拡大して実施すると

いうことを中心としたご報告をいただきました。これはそれなりに前進というふうに評価はさせていただきますが、しかしというか、今までの1億5,000万円という金額は、実際にどのような例が対象になったかということであれば、通常も給水管の布設などにおいては、せいぜいのところ5,000万円をちょっと超えるというのが上であって、配水場の大幅なあれであるとか、当企業団の事務所の施設、ビルそのものを新規につくったような際に該当する程度というのが実態であったわけで、これを5,000万円に引き下げることによって、19年度においては、例えば龍ヶ崎市内で400mmの相当太い基幹的管を3つぐらいに分けてやっていったのが、7,000万円程度ずつの事業だったんで、その辺が一般競争入札にかろうじて入るかなというような程度に当たるんだと理解しておりますが、それでよろしいのか。

実際に、今、試算として、19年度の実際、それから20年度のこの予算編成の中で、一般競争入札に該当するものがどのぐらいの件数であるのか、この際、数字でお示しをいただければと思います。

一般競争入札は、それはそれとして進んでいくわけでありましょうし、20年度においては、牛久配水場のつくりかえが約12億円程度、何本かの工事に分けることにはなろうかと思えますけれども、大規模な工事を含んでおりますので、当然に何件かは含むんでありましょうけれども、今後のことを考えていった場合に、全体として競争性が高まるというほどの改革だと言えるかどうか、疑問とせざるを得ません。

そこで、先ほど具体的に提案させていただきましたようなその他の部分、ランク制の採用についても検討するというご説明がございました。すぐその辺の詳しい説明を求めたいと思いますが、ちなみに、構成市町村である龍ヶ崎市においては、130万円以上の工事をすべてランク別一般競争入札を採用しているわけであります。

そのランク別というのは、要するに点数によって、A業者、B業者、C業者というようなもの、それと市内、市外というふうに分けたところの該当対象者を、指名ではなく、そこに該当する者が希望があれば手を挙げると。一般競争入札というには、ある意味で制限的な条件付きが厳しいものではあるけれどもという趣旨のものをランク別競争入札と言っていると理解するんですけれども、当企業団が今後考えていこうとしている5,000万円以下の部分におけるランク別競争入札というのは一体何であるのか。指名であったり、何なりの中で、特に地域要件を厳しく牛久市内、龍ヶ崎市内、取手市内というふうに分けて、実際の運用がなされていると理解しておりますけれども、その中で、企業規模または事業実績によって、より細分化をしていった場合、場合によっては、現状の指名競争入札よりも競争性は低下をするという恐れなしとし得ないと思えますが、これらについての具体的な説明を求めたいと思います。

そして、この問題について、先ほど5番目で質問させていただきましたけれども、実際の落札率がどうなっているのか。そして、やはり高い落札率が続くようであれば、監査委

員指摘にもあるように、やはり結果が出せなければ意味がない。そして、このことは、財政的にも厳しい中で、将来ともどもちゃんとした設備が更新されていくことが前提ではありますけれども、それが財政的にも将来に継続性を持たさせるためには、当企業団の約70億円近い総予算のうちの30億円とか40億円近いものが工事関係になっているわけであって、そこでどれだけの節減が結果としてできるのかということは、行財政改革の必須のというか、大きな課題であろうと思いますけれども、その観点からいっても、落札率の高どまりについてどのように考えるのか。ある種、できたら数値目標などを持って、引き下げる努力がなされるべきと思いますが、いかがお考えかお伺いをいたします。

順番が戻りまして、財務制度の見直しに関してであります。

加入金の取り扱いについては、茨城県内42事業体のうち、32事業体においては加入金を収益的収支に入れているから、大きいほうのグループに当企業団も入っているからいいのではないかと。しかし、今後、加入金が下がっていくというようなことが考えられれば、その際に制度上の見直しを考えましょう。それまではちょっと手をつけられないというのがご答弁の内容であったかと思えますけれども、やはりそのようなことでめり張りをつけないで、きょうのあすからというわけには、今まで続けてきたことや、一挙にそれが実質の赤字ということで表に出てしまうわけでありますから、暫定的な措置であるとか、一定の年限をかけての直していくということが現実的には必要ではありましようけれども、でも、そのようなことを含めた見直していくことについての取り組みの検討を開始することなしには、結局、いつになってもという問題になるかと思えますが、いかがお考えなんでありましようか。

それから、特に減価償却との関係の問題においては、新たな工事の性格によって、もう少し財務上のお金の扱いを区分けする努力はするということご答弁があったわけでありますけれども、こういう金利時代において、預金を残しておくことと新たな借金をすることとの損得ということでは、限りなくあるものは使って、借金は必要になったそのときにすればという現状の大福帳のようなものになっていくわけでありますけれども、基本的に、今後更新というか、事業の継続を考えていく際に、やはりそのようなお金の性格をはっきりさせて、積み立てるものは積み立てていくことなしには、本当に成り行きで先に行くということになりかねません。そういう立場からいう財務制度の見直しについて、本当にぜひ経営検討委員会などの中で具体的な取り組みをしていただきたいと思うんですが、いかがでありましようか。

メーターの部分に関しては、結局はどこで取るかというか、受益者負担であることに変わりはどのようにしようがないわけであって、それを求めている立場も、また求められても困ると言っている立場からいっても、結局は、それが一種の料金というふうな考え方になっているわけでありますけれども、全体としてプールの集めた料金の中で、ある意味では、給水設備として売るためには、やはりメーターがなければ売れないわけであって、

ある意味では、物の考え方の問題でないだろうかというふうに思います。

かつ、これについては、全国的なあれとしても、メーターの部分を実費として取っているところが絶対的多数ではない。半々ぐらいになっているという実態も報告をいただいていることからいっても、あわせて考えていくことはできるであろうかと思えます。

公道下部分については、茨城県市町村課からの行政指導において、実費というか、受益者負担を確立させるべきということがかねてあったからということ、それについては、そうならばということもございませぬけれども、考え方の基本としては、やはりプール計算のような形で、特に道路の幅であるとか、その中でどこに本管が置かれているのかという偶然性の要素を加入者側のほうに求めるというのは、やはりある種の無理があるのではないか。そのような意味においては、県なりとの検討協議も必要かもしれませんが、これについても、じっくりと改めて議論をなされるべきと思いますが、いかがでありますでしょうか。

それから、水道ビジョンを初めとするさまざまな将来構想などの資料ができたことについてであります。

確かに、ホームページにPDFファイルで全文が掲載されており、丁寧に取り出せば、その全部を読むことができることとなっています。しかし、そのことがどれだけ周知されているのか。それから、やはりその中の概要なり何なりを利用者または市民全体に対して知らしめながら、今後の当企業団の事業継続において抱える困難さなり、または拡大をさせていくという事業拡大構想などをやっぱり積極的に伝える努力、各自治体などでよくやるように、概要版のリーフレットでもつくって配ればよいというふうに言ってしまうと、それだけかもしれません。どういう方法がいいのかは、ちょっとぜひ検討をしていただいて、ですが、ただ、公表という意味ではホームページに載っています。必要最低限度だけはお配りをいたしました。実際には、つくる過程のものを内部的に参考にしましたというだけでは、水道ビジョンが求められているものとしては不十分なのではないか。やはりそのエッセンスが利用者や市民に広く伝えられ、一緒にこの水道事業の将来についても考えていくことなしには、料金問題も含めて、同じようなことが繰り返し蒸し返されることになるのではないかとも思う立場からいっても、ぜひこれを周知と、また活用について、積極的に考えていただきたいと思えますが、いかがでありますでしょうか。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

披田議員さんよりいろいろなご忠告、アドバイス、ありがとうございました。それ、なるべく漏れないように答弁させていただきます。

まず、最初の入札の改善についてでございますが、当企業団では、先ほど企業長が申しましたように、一般競争の枠の拡大、それとランク制の導入ということでございます。

一般競争入札につきましては、先ほど披田議員さんがおっしゃるように、配水場の構築と配水池の構築、事務所の建築等、余り一般競争はありませんで、これまで五、六件かと思えます。

今後は、5,000万円に拡大しましたので、来年度の予算において、どのぐらいあるか、ちょっと私もざっと資料を見ましたら、牛久配水場は12億円ぐらいですか、やりますので、これが1本でやるか、分けてやるのか、まだ決定しておりませんので、3本に分けた場合、3件になろうかと思えます。その他配管工事で5件ぐらいありますので、約10件近くの一般競争は来年度はあるのかなど。全体では、約60件ぐらいの工事がありますので、約1割ぐらいは一般競争入札というふうなことになるかと思えます。

まだ企業団第1段階目ということでございますので、今後についてはどうするか、まだ検討しておりませんが、今後また建設、入札の部会等で、企業団のほうで案を提示しまして、一つ一つ改革をしてみたいと思えます。

また、いろいろ先ほど披田議員さんのほうでくじ引きで半分は指名業者を決めたらいいのではないかと、ほかの自治体でもやっているところがあるというようなことではございますが、これについても、本当にベターな方法なのか。くじ引きですと、当たる人はいつも入札に当たる、当たらない人は全然当たらないというふうな、公平性が欠けるのかなということも心配があります。

今後、指名競争の場合は、業者数を増やして入札をする、また電子入札、郵便入札、業者同士が事務所で合わないような方法もあろうかと思えますので、企業団の規模でなかなか電子入札を導入するというのは、事務的な困難さもあろうかと思えますが、今後、研究する課題かとは考えております。

また、ランク制につきましては、取手市さんが3,000万円、牛久さんが4,000万円、龍ヶ崎さんが130万円以上についてやっております。企業団も、とりあえず5,000万円、今後いろいろ事前調査とか事後審査とか、いろいろ研究しまして、なるべく件数の多くなるような金額の拡大を検討していかなければならないと考えております。

また、企業団においては、配管工事が主な工事でございます。配管工事につきましては、漏水修繕等は、企業団の指定工事店において漏水修理の管理を行っていただいております。そういう観点から、指名競争においては、配管工事の場合は、指定工事店を中心に指名をしております。

これについても、地場産業の育成というような問題もございまして、なるべく地元の業者さんをお願いすると。また、地域性についても、業者の数を増やす場合には、その地域に業者が少ない場合は、またランク制、500点、600、700点というようなことでやると、今、検討中でございますので、その辺も、業者数が多くなるような方向性で考え

てまいりたいと思います。

落札率が高いとの意見でございます。これにつきましては、企業団では現在、予定価格を事前公表しております。これにつきましては、事前公表は談合の温床になるのではないかと、高落札率になる入札じゃないかと、いろいろな論議がされておりますが、当企業団においては、業者が職員に対する不正の申し入れなどの防止の観点から、現在、予定価格を事前公表しているわけでございます。

入札に参加する業者は、少しでも高い価格で落札したほうが利益が出るということで、どうしても高い落札率でなってくるようなのが現状でございます。今年度のデータは現在、お持ちしておりませんので、今までのところ、今までとそんなには変わらないかと思っております。

いずれにしても、入札の執行につきましては、透明で公正で、しかも競争性が確保されることが求められておりますので、今後においても、十分研究をしてまいりたいと考えております。

それと、加入金の問題についてでございますが、先ほど石田次長のほうの答弁でも、収益的に入れるか、資本的に入れるか、これは各水道事業体の考え、その財政の状況によってやっているわけでございますが、本来は、披田議員さんの指摘のとおり、資本的収入に入れて、工事の予算のほうに回して、積立金をしたりしてやっていかなければならないというような考えもございしますが、現在、県南水道においては、水道料金の一部として、加入金が大きなウェートを占めておりますので、水道加入者がふえ、有収水量がふえ、水道料金の収入がふえた場合には、加入金の依存しなくても、収益的収入の収支が安定するかと思っておりますので、そのような状態になりつつあるときには、そのように変えていかなければならないと思っております。

また、減価償却についても、企業団では積み立てたものをほとんど次年度の予算等で取り崩して、工事費に回しております。それで足りないところを起債を借り入れしているわけでございます。ここ数年前、2年前までは、ほとんど借り入れをしないで10数年間やってきたわけでございますが、19年度あたりからは、配水場の更新、配管の更新工事、いろいろが出てきておりますので、今後は工事高も多くなり、起債に依存するところも多くなりますが、減価償却についても、積立金が必要なものは、計画にそのようにしてまいるよう検討してまいりたいと思っております。

量水器の使用料につきましては、これにつきましては、先ほど披田議員さんがおっしゃるとおり、基本料金に入れている事業体、入れないでやっている事業体、それぞれでございます。最近では、料金改定の時期に口径別に変更している事業体が多いです。その場合に、メーター使用料を省いて、基本料金に入れて料金を設定するというのが多くなっております。

企業団においても、今後において料金改定等、現在、水道料金の値下げ、量水器の無料化、そのような検討をしてほしいというような要望がございしますし、請願も通っておりますので、その際は、そういう方向性も検討しなければならないかと思っております。

公道分工事費についても、今は現在、実費、需要者が負担ということでございますが、いろいろプール制とか、20mmですと幾ら、25mmにすると幾らというような基本を設定しまして、プール制でやるというようなことも公平性の上で必要なのかなというふうなこともございますが、あとは全額無料化すれば一番いいわけなんです、それぞれの財源が必要でございますので、またこれについても、今後検討委員会、部会等で検討していく課題かと思えます。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。工務課長、野口 勇君。

<工務課長、野口 勇君 登壇>

○工務課長（野口 勇君）

先ほど、企業長のほうから一般競争が5,000万円以上に引き下げると回答されたかと思うんですが、その本数なんです、牛久市で4本、龍ヶ崎地区で2本の合わせて6本であります。

以上です。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。披田信一郎君。

<10番、披田信一郎君 登壇>

○10番（披田信一郎君）

これで最後になりますが、改めて答弁を求めるというよりは、それらについてスピード感のある改革をやはり進めていただきたいと思えます。問題が多岐にわたり、今までの40何年の様ざまなもの垢を一気に出す時期に来ているということもあって、いろいろな意味で大変なのだということも感じておりますけれども、やはり特に財務会計のあり様、言ってみればある種の入ってきたものを使いながら右肩上がりの段階、または余りにほかに比べると、給水普及率が低い中で、それを広げていく、それも努力の結果ではありましたが、その過程で問題が先に送れることができたという、その時期であったからこそこの状況で、これからまだ残り20%残っているんだからということ、それはそれとして努力していただかなければならないけれども、やはり今回の水道ビジョンも、当事業団の主體的というよりは、厚生労働省においてそのようなものをつくってということがきっかけであったとはいえ、いろいろなことが数値をもって、ないしは、今後、将来構想というか、さまざまな事業計画を長期的にも策定をして、それによって財務的なものも結果として見えてくるということになったんだろうというふうに理解しておりますので、ぜひそれらを踏まえて、料金の問題も、今どうかということだけではなく、やはり継続して安定した責任を果たすためには、受益者というか、基本的に独立採算なわけでありますから、そこをやはり説明をして、理解をしていただくと。

勝手に、本当の意味でいえば、倒産する自由も、公営企業である以上ないわけであって、そこはやはり将来に向けた努力というか、考えを整理し、計画的にやっていく責務とともに、それをやはり理解を求めて、お互いに理解する中から、水道料問題なども落ちつくところに落ちつくというふうにしていかなければいけないだろうと、そのように思いますので、ぜひよろしく願いをいたしたいと思いますし、細かなところを特に新年度予算などではお伺いいたしましたけれども、一層の節減と給水加入者を増加させるための努力をお願いをいたして、質問を終わりたいと思います。

○議長（貫井 徹君）

これで披田信一郎君の質問を終わります。

川田政文君を欠席と認めます。

以上で通告された一般質問は全部終わりました。これで一般質問を終わります。

◇日程第5 閉会中の事務調査の件

○議長（貫井 徹君）

日程第5、閉会中の事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。閉会中の事務調査を行うことにご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○議長（貫井 徹君）

ご異議なしと認めます。よって、閉会中に事務調査を行うことに決定いたしました。

○議長（貫井 徹君）

以上で今定例会に付議されました日程は全部終了いたしました。平成20年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後 4時27分 閉 会

○ 会議規則第97条の規定によりこの会議録を調整せしめ署名する。

平成 年 月 日
茨城県南水道企業団議会
議長

会議録署名議員
議員 14番

議員 1番